

NPO法人

「東三河後見センター」会報 第2号 2007年6月15日発行

発行者:NPO法人東三河後見センター 電話(0533)80-2707

第1回通常総会開催される……会員の皆さん、ご苦労様でした

平成19年5月27日（日）豊川市文化会館大会議室において第1回通常総会が開かれ、下記の議案について審議、承認されました。（正会員34名中・・実出席20名、委任状6名）

審議事項 第1号議案 平成18年度事業報告

第2号議案 平成18年度決算報告

第3号議案 平成19年度の事務局体制及び運営案

第4号議案 平成19年度／20年度の役員選出

尚、平成19年度事業計画、事業会計収支予算については、「平成18年11月23日の設立総会で承認された内容を遂行する」ことが承認されました。

……第1回市民活動委員会開催のご案内……

会員の皆さん、ぜひ参加ください

平成19年度東三河後見センターの活動は大きく2つに分けられます。

1つは、成年後見、居宅介護支援等「本来事業」部分です。この分野の実践は、東三河後見センターの社会的評価につながるもので、短期的には最も重要です。

もう1つは、市民活動委員会（当法人組織体制に位置づけられた委員会）の活動で、主に会員主体のボランティア活動、学習活動です。目標はノーマライゼーションの風土をつくる地域づくり活動で、中、長期的には非常に大きな意味を持つ活動です。

第1回市民活動委員会を下記のように開催いたしますので、会員の皆さんぜひ参加ください。

記

日時：平成19年6月27日（水） 19:00～20:50

場所：豊川市社会福祉会館「ウイズ豊川」 3階 研修室1

参加対象：当法人の正会員、賛助会員、法人賛助会員（1法人につき3名まで）

話し合うこと：市民活動委員会の活動の内容と進め方について

- ① 市民啓発活動について・・ノーマライゼーションの地域を展望して
- ② 自己啓発活動について（事例検討など）
- ③ スケジュールなど今後の進め方について

参加費：無料

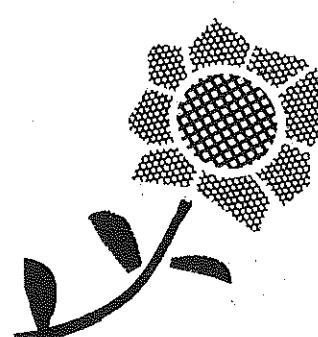
参加申込み：6月26日（火）までに下記へご連絡ください。

NPO法人東三河後見センター事務所

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

Eメール sptu3b49@road.ocn.ne.jp



“後見制度を身边に感じることができた” 設立記念シンポジウムに88名参加 「成年後見制度を権利擁護のセーフティネットにしなければ…」の想い広がる

5月27日（日）午後2時半から2時間、豊川市文化会館大会議室で「成年後見制度を権利擁護のセーフティネットとするには 一東濃、静岡県西部、西三河の事例から学ぶー」と題したNPO法人東三河後見センター設立記念シンポジウムを開催しました。参加者は88名。当センター顧問の中村成人弁護士の配慮の行き届いた司会により、シンポジスト3名がそれぞれの特徴ある活動をいきいきと報告。さまざまな立場の幅広い参加者でしたが、それぞれ成年後見制度に1歩接近することができたようです。



写真 東日新聞社提供

成年後見制度を権利擁護のセーフティネットするために、3名のシンポジストの活動から私たちが学ぶべきことはたくさんあります。それぞれの特徴をあげてみます。

＜五味社会福祉士個人事務所 五味保教氏（浜松市）＞

独立の動機—施設は利用者に我慢してもらって成り立っている。利用者側に立って活動したい。

現在の後見等受任件数—20件

昨年1年間の申立支援件数—120件

ぱあとなあ静岡西部地区では月例で連絡会を開催し、情報交換と受任者からの相談の場をつくっている。家裁から後見人等候補者の依頼があると、西部地区の依頼に関しては連絡会で相談し、受任可能な人に依頼している。その際に五味氏が西部地区のコーディネート機能を果たしている。ぱあとなあ静岡西部地区ではこうした方法で50件以上を受任している。（ぱあとなあ愛知の受任件数はわずか7件！）

またぱあとなあ静岡では受任しても報酬が見込めないケースに備えて、任意ではあるが通常の受任報酬額の10%を寄付してもらい基金として蓄えることを開始したそうだ。

＜西三河後見ネット代表 前本好江氏（岡崎市）＞

2000年9月から成年後見制度に関わる事例検討会を開始、2003年8月から西三河後見ネット（任意団体

として毎月数件ずつの事例検討と専門分野の情報交換等を行っている。会員は、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士等幅広い。

2003年から西三河における市町村申立関連予算の調査を実施し公表する活動を続けている。

成年後見制度を普及するには現場のマンパワーを育てることが重要と考え、福祉・医療等専門職団体や社会福祉協議会等の要請に応じて成年後見制度の連続講座の講師として西三河全域を飛び回っている。

<NPO法人東濃後見センター事務局長 山田隆司氏（多治見市）>

対象地域は多治見市、土岐市、瑞浪市の3市で人口約20万人の地域。平成19年3月現在の受任件数は68件。申立人の内訳は、本人及び親族申立 51件、市長申立17件。3類型の内訳は、後見44件、保佐13件、補助11件。被後見人等の生活場所の内訳は、自宅15件、社会福祉施設・病院等53件。68件のうち何らかの権利侵害があると思われるケースが約半数を占めている。

該当地域では第三者後見人を引き受けることができる弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の数が非常に少ない。東濃後見センターはこれを補うため、参加している弁護士、司法書士、医師、社会福祉士等でネットワークを組み、法人として後見を受任し、支援する。法人後見のメリットは次の2点—①個人より継続的・恒久的な後見活動が期待できる、②1つのケースに対し、後見センターのネットワークである専門職メンバーが協議し、複数の知識を活用し対応できる。

毎月1回ケース検討会を開催している。参加者は会員のみに限定、無報酬。役員は交通費等の費用弁償のみ。

家庭裁判所が東濃後見センターを法人後見人と認めたのは4件目の申立から。それまでは「山田」個人が受任せざるを得なかった。法人受任を認めたきっかけは、3市と委託契約を締結し、その受託収入が見込まれることが決まってから。

<アンケート結果>

参加者アンケートを実施し、会場出口での回収は49名、56%の回収率でした。アンケートのまとめからピックアップしてみました。

1. シンポジウムは全体的にいかがでしたか？

非常によかったです 10 (11%) よかったです 25 (28%) まあまあ 11 (13%) 無回答 3 (3%)

*「期待はずれ」と「全く期待はずれ」は0でした。

2. シンポジウムの感想（自由記述）

☆後見制度を身近に感じることができた。

☆このような機会を増やすことが後見制度の普及につながると思う。

☆セーフティネットとしての後見センターの実態について素直な話が聞けた。特に社会福祉士の取り組み姿勢についても同様。

☆社会福祉士としてやるべきことが改めて考えさせられた。

☆権利擁護の視点を再認識できた。

☆東三河後見センターの今後の活動には行政との協同が不可欠だと思われた。

☆東三河後見センター設立おめでとう。愛知県内のパイオニアとして邁進されることを期待する。

☆シンポジストの取り合わせがよかったです。「学者の話」ではなく実践されている方々なのが気に入った。

3. 成年後見制度は権利擁護のセーフティネットとして機能すると思いますか？

「機能する」と「機能させなければならない」が半々くらい。「機能する」の中にも、「人だと思う」「後見人がきちんと利用者本人の権利擁護を行っていくことができれば」「申立人・後見人を助言し支援する組織が多くつくられるならば」「スタッフの活用次第」といった条件付きの回答が約半数含まれていました。

「機能させなければならない」は、「機能してくれないと障害のある子の親は死ねません」という悲痛な願いから「セーフティネットとして考えるならば、もっと使いやすいものでないといけない」といったクールな分析まであります。セーフティネットとして機能させるための方策が問われています。

「機能するのは難しい」回答は、「家族内の権利侵害には難しいと思う」「経済的な問題・手続きの問題でまだ困難ではないか」「一部の人には機能する。(多くは難しい)」といった内容でした。

4. 東三河後見センター主催の催しへの希望・要望

次のようにたくさん出されました。今後の企画の参考になるものばかりです。

○会員同士の勉強会 ○専門職・福祉関係者への講習会 ○定期的な講習会・勉強会 ○利用者向けの啓発 ○事例検討会 ○行政や社協とも協力しあって誰でも参加できる企画を ○小さなグループでのディスカッション形式や施設を回っての巡回相談など ○行政と地域包括支援センターとの連携について

多くの皆さんの期待を集めて東三河後見センターは動き出しました。関係機関、事業所、団体等多くの皆さんのご支援を受けながら、会員の皆さんの知恵と力を結集して、NPO法人らしい成年後見制度の利用の形を作り上げ、年をとっても障害があっても安心して暮らせる地域づくりに貢献したいと思います。

会員紹介

私と成年後見とのかかわり

H P O 法人東三河後見センター理事 金澤良雄

私が、成年後見の必要性を痛切に感じたのは今から二年前のことです。N P O 法人パルクで扱った緊急一時保護の S 父娘(仮称)のケースの時でした。

この 60 代の父親と 30 代の娘はともに知的障害があり、親切めかした近隣の夫婦から金銭面の搾取のみならず、娘は性的虐待を受けていました。十年以上、迫害は続いていましたが、表面化することもなく、父娘は耐え切れず、借金のすえ逃げ出すこととなりました。不運は続き、次に保護した家族も父娘の年金を担保に借金をさせ、巻き上げていました。パルクで保護した時点で、私は両方の加害者を警察に訴えようとしたが、証拠不十分で立件できないといわれ、泣き寝入りをしました。

その上、私自身にもヤクザを使い、電話で脅迫してきました。父娘の身の安全を守ることを第一に考え、渋々、加害者への追求は取り下げるをえませんでした。

法治国家であるはずの日本で、弱者が不当に搾取され、警察にも見放される現実を目の当たりにしました。私が「成年後見制度」があることを知ったのは、この時です。

各地で成年後見センターが設立され、弱者の権利擁護のために、活躍されていることを知りました。

東三河でも、今回設立の運びとなったことはまことにありがとうございます。

後見センターの長谷川代表理事をはじめ、皆様のご活躍を心からご祈念いたします。

東三河後見センターへの期待

N P O 法人東三河後見センター監事 豊田和浩

N P O 法人ゆうゆうサポートセンター長

2 年前の今頃だったろうか・・・「まずは制度を勉強し、後見制度の必要性や重要性をこの地域で確認できる団体がほしい。」「障害当事者の立場に立った権利擁護の出来る団体がほしい。」などと思いをめぐらしていたのは・・・。

そして、多くの人の協力があって東三河後見センターの前身となる後見制度を考える会が立ち上がった。地域における成年後見制度への関心は、当時の認知症高齢者の消費者被害の報道と重なり、学習会や講演会などに多くの参加者を迎えることができた。その中で、各方面の福祉関係者、行政関係者、法律関係者などの方々とつながりを作ることができた。1 年が過ぎると、事態は変化を見せていました。

単なる事例検討や学習の場だった後見制度を考える会のメンバーから、「仕事として働いてもいい」「退職後のライフワークにしたい」と声が上がったのだ。ここから後見制度を考える会は、N P O 法人東三河後見センターへと動き出し、実際に後見を受けることの出来る受け皿へと向っていくことになる。

当初から「お金が無くても、しっかりと権利擁護されるシステムを」と考え、法人後見の道筋を視野に置きながら活動してきた。東三河後見センターが立ち上がり、高齢者、障害者の権利を守る活動を本格的に始めるに至った。ここからが本番である。しっかりとした財産管理の提供はもとより、障害者や高齢者の気持ちに立った身上監護の提供やきめ細かなサポートが必要になってくる。

私は知的障害を中心とする福祉事業所で働いている。判断能力に乏しくだまされてしまう。嫌でも嫌と言えず言われるがまま。限られた情報しか与えられず、知らず知らずに選択させられている現状。

現場では数多くの当たりにし、自分の力の無さを痛感する。そして、「サービス利用者である彼らの権利を本気で主張してくれる代弁者が欲しい」「彼らの生活をしっかりとサポート出来る代弁者が必要だ」と感じる。親亡き後の彼らの声を誰が伝えるのか? 東三河後見センターの今後の活動に期待してやまない。

.....ありがとうございました.....

法人現況 (H19. 6. 15現在)

正会員		35 (名)
	個人	15
賛助会員		1

みかわ市民生協の「福祉豊川」「福祉新城」等の皆さんから

コーヒーメーカーをいただきました。